

参考 総1－(5)

総合基本施策・調査観測計画部会の設置について

令和6年4月16日
火山調査研究推進本部
政策委員会

火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策の立案や、火山に関する総合的な調査観測計画の策定など、火山の調査研究の推進について調査審議を行うため、総合基本施策・調査観測計画部会（以下「部会」という。）を設置する。

1. 審議事項

- (1) 火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策について
- (2) 火山に関する総合的な調査観測計画について
- (3) その他火山の調査研究の推進に関すること

2. 構成員等

- (1) 部会を構成する委員及び専門委員については、政策委員会委員長（以下「委員長」という。）が別途定める。
- (2) 部会に部会長を置き、部会の構成員の中から委員長が指名する。
- (3) 部会長は、部会に属さない委員及び専門委員、その他専門家を招へいし、意見を聴取することができる。

3. その他

上記に定めるもののほか、部会の議事その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。